受付
19.11.30
社団法人
日本建築士事務所協会
連合会

平成１９・１１・０７中第１号
公　取　企　第　６　５　号
平成１９年１１月２７日

関係事業者団体代表者　殿

経　済　産　業　大　臣

公正取引委員会委員長

下請取引の適正化について

最近の我が国の経済は、このところ一部に弱さが見られるものの、先行きについては、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる局面にありますが、一方で、中小企業の景況感は製造業・非製造業ともに悪化が続くなど、依然厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、下請事業者は、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等に直面しており、加えて依然として高水準で推移している原油価格や原材料価格などの影響を受け、製造コストや運送に要する燃料費等の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況がかなり見られるなど、経営環境の激変に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、成長戦略の一環として「成長力底上げ戦略」を取りまとめ、生産性向上の成果を中小企業にも波及させ、中小企業全体の底上げを図るために、下請取引の一層の適正化を推進してきていますが、このような状況を踏まえ、下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしわ寄せを受けることがないよう、下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）の一層厳正な運用に努めることとしております。

具体的には、買いたたき（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める

行為)、下請代金の減額（下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額する行為)、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当なやり直し等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させ、下請代金の支払遅延については下請代金を速やかに支払わせるなど、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めることとしております。

さらに、年末においては、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されており、下請取引の適正化を一層強力に推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、上記趣旨及び別紙１の事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化について、引き続き強力に指導されるよう強く要請いたします。また、貴団体所属の下請事業者に対しましては、下請取引に関し親事業者による不公正な取引を受けた場合には、積極的に別紙２記載の相談窓口に相談するよう御指導方お願いいたします。